

(様式2)

審査基準(不利益処分関係)

担当課	経営支援課	検索番号	5 - 1
法令名	商工会法	根拠条項	5 1 - 2
許認可等	商工会の設立認可の取消し		
<p>1 根拠規定</p> <p>商工会法第51条第2項</p> <p>知事は、商工会が次の設立認可のための要件を欠くに至ったと認められるときは、その商工会に対して警告を発し、それによってもなお当該要件をみたすことが困難であると認めるときは、その設立の認可の取消しをすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設立の手續並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。</li><li>・ 第13条本文に規定する者の二分の一以上が会員となるものであること。</li><li>・ その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。</li><li>・ その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。</li><li>・ 設立しようとする商工会が第7条第2項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあっては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。</li></ul> <p>2 審査基準</p> <p>設立要件を欠いているかどうかは、次の基準に適合しているかどうかによる。</p> <p>商工会の設立認可基準について(平成12年12月26日付け商第912号愛媛県知事通知)</p> <p>商工会の設立認可基準については、法第23条第2項に規定されているが、同項の規定の運用については特に次の事項の検討を行うこととする。</p> <p>1 「設立の手續が法令に違反していないこと。」</p> <p>特に、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 会員資格を有し、かつ、会員になる意思を有する15人以上の者が発起人となっていること。(法第21条参照)</li><li>(2) 創立総会の開催公告が適正になされていること。(法第22条第1項、第2項参照)</li><li>(3) 創立総会が適法な定足数を充足して開催され、かつ、その議事手續が適法に行われていること。(法第22条第3項以下参照)</li></ol> <p>2 「定款の内容が法令に違反していないこと。」</p> <p>特に、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 法第28条に規定する絶対的必要記載事項を記載していること。</li><li>(2) 法第3条の目的及び法第6条の原則に適合していること。</li><li>(3) 地区が法第7条の規定に違反していないこと。即ち、商工会の地区は ア 原則として一町又は一村の区域であること。例外として、商工業の状況により必要があるときは、一市又は、隣接する2以上の市町村の区域であること。 イ 他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複していないこと。</li></ol> <p>3 「事業計画の内容が法令に違反していないこと。」</p> <p>特に、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 法第11条に規定されている事業以外の種類の事業を行うものでないこと。</li><li>(2) 事業の目的及び実施の方法が、法及び他の法令の規定に違反するものでないこと。</li></ol> <p>4 「法第13条本文に規定する者の1/2以上が会員となるものであること。」</p> <p>即ち、設立しようとする商工会の地区内に引き続き営業所等を有する商工業者の1/2以上が商工会への加入申込みを行っていることが必要であるが、本要件のうち会員資格を有する者の総数の判定に当たっては総務庁統計局編「事業所統計調査報告」、その他の資料を活用することとして差し支えないが、できるだけ正確に現実の数を把握するためには、商工会法施行規則第1条の2第1項第6号に掲げる事項を記載した書面として、会員名簿に、地区内において会員たる資格を有する者の数についての市町村長の証明を添付させることが望ましい。</p> <p>5 「商工会の設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。」</p> <p>即ち、設立しようとする商工会が、その地区内の商工業の実情に照らして、その目的達成のため適切妥当と認められる事業を行うものであること。</p>			

(様式2)

審査基準(不利益処分関係)

担当課	経営支援課	検索番号	5 - 1
法令名	商工会法	根拠条項	5 1 - 2
許認可等	商工会の設立認可の取消し		
<p>6 「事業実施のために必要な経済的基礎を有すること。」 即ち、事業計画を円滑に実施するため必要な収入を有すること。特に国及び都道府県の補助金その他、必要な会費及び手数料等を確実に調達する見込みのあるものでなければならないこと。</p>			

